

2023年3月13日

# 公 示

組合員各位

生活協同組合パルシステム山梨  
役員選挙管理委員会 委員長 長沼深佳

## 第 17 期役員立候補受付

役員の任期満了にともない、定款第 18 条、第 19 条、第 21 条及び役員選挙規約の規定に基づき、下記の要項により第 17 期役員立候補を受付けます。

記

- 1) 公示日：2023年3月13日（月）
- 2) 理事選挙区及び定数：特別区（常勤理事候補と員外理事候補の選挙区） 5名  
全県区（非常勤組合員理事候補の選挙区 ※） 15名  
※山梨県・長野県でのパルシステム山梨の事業区域全体を指します
- 監事選挙区及び定数：全体区 3名
- 3) 役員任期：2年間（2023年第32回通常総代会終了時より、2025年通常総代会終了時までの2年間）
- 4) 立候補届け出について：  
所定の用紙を選挙管理委員会に要請し、その用紙に必要事項を記入し、次の期間に、選挙管理委員会 事務所へ郵送または持参すること。（配送・メール・FAXは不可）  
2023年3月13日（月）から2023年3月31日（金）午後5時必着
- 5) 立候補資格：  
生協法および、定款、役員選挙規約で生協運営の見地から、立候補資格に該当する事項が定められています。必ず下記をご確認の上、役員選挙立候補届用紙「立候補にあたって必要な申告」の項目に自筆でのご署名及びご捺印による宣誓をしてください。

次に掲げる者は、役員となることができない。（生協法第 29 条の 3 より）

- 1 法人
- 2 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 3 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 4 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

以下の者は役員立候補者として登録することができない。（役員選挙規約第 6 条第 3 項より）

- (1) 未成年者
- (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者
- (3) 役員選挙管理委員
- (4) 総代
- (5) 公示のあった日の前月の末日において組合員でなかった者

監事は、次の者と兼ねてはならない（定款第 22 条より）

- (1) 組合の理事又は使用人
- (2) 組合の子会社又は関連会社の取締役又は使用人

6) 選挙・当選の確定：

選挙及び投票は総代会で行います。役員立候補者の数が選出区の定数範囲内である場合は、役員選挙規約に基づき、投票を省略して、候補者全員が当選人となります。選挙は選挙管理委員会が管轄します。

以上

<立候補届の請求・提出先>生活協同組合パルシステム山梨 役員選挙管理委員会(事務所-本部事務所内)  
住所:〒400-0051 甲府市古上条町 225-1 電話:055-243-6327 受付時間:(月)~(金) 9:00~17:30

<総代会・理事会運営>生活協同組合パルシステム山梨 組織運営部 組織運営課  
電話:055-243-6327 受付時間:(月)~(金) 9:00~17:30 E-Mail:yamanashi-unnei@pal.or.jp